

概要版



第4次 たかまつ 男女共同参画プラン

だれもがいきいきと自分らしく生きる
男女共同参画社会の実現をめざして



高松市

計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成 11 年に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の最重要課題と位置付けられました。

また、平成 27 年には、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

本市では、平成 24 年に、「第 3 次たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性に対する暴力の根絶にも対応しながら、男女共同参画のための施策を総合的に推進してきました。

この度、「第 3 次たかまつ男女共同参画プラン」の計画期間が平成 27 年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題も踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第 4 次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、市町村が策定することとされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画の内容を含んでいることから、これらの計画としても位置付けるものです。

3 計画の期間

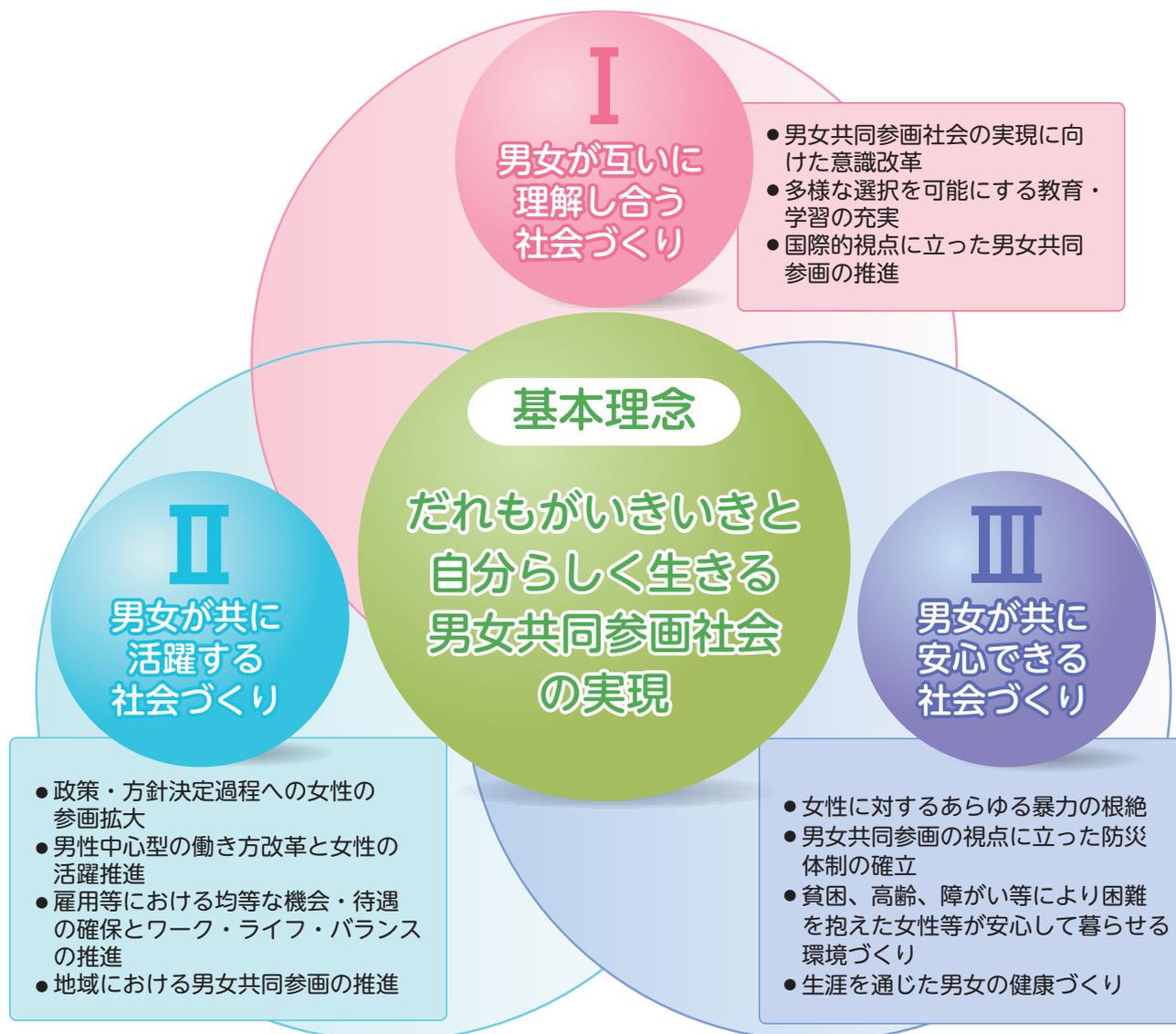
本計画の期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

4 計画の基本理念

全ての人々が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいきいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、『だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現』とします。

また、基本理念に基づき、施策を展開するために、3つの基本目標を定めます。



5 計画の推進

- (1) 庁内体制の充実
- (2) 高松市男女共同参画推進懇談会との連携
- (3) 関係機関、市民、関係団体等との連携・協働
- (4) 計画の進捗状況管理

基本目標 I

男女が互いに 理解し合う社会づくり

市民一人一人が、互いの多様性を理解し合うとともに、女性も男性も、性別にとらわれることなく、自らの意思によって自分らしい生き方や働き方を選択できる社会をめざします。

理解から 行動へ

人権尊重を基盤とした男女共同参画への理解を更に広げ、家庭、職場、地域などのあらゆる場面において、それを行動に結びつけていくための啓発活動を行います。

主要プラン

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- 1 人権尊重の意識づくり
- 2 男女共同参画の意識づくり
- 3 メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進

2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

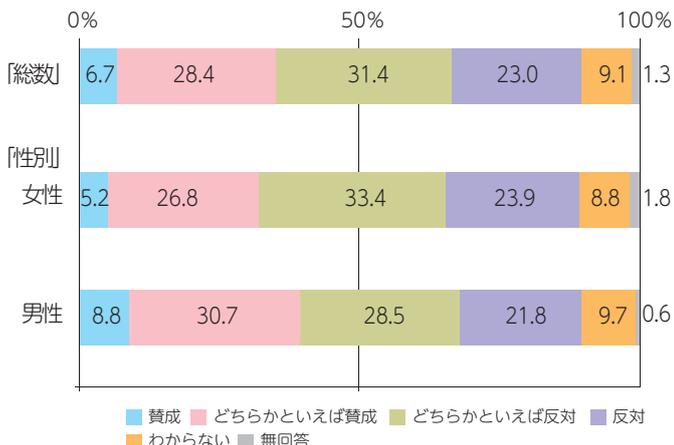
- 1 男女平等を推進する教育・学習の充実
- 2 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進
- 3 次代を担う理工系女性人材の育成

3 国際的視点に立った男女共同参画の推進

- 1 国際交流・協力における男女共同参画の推進

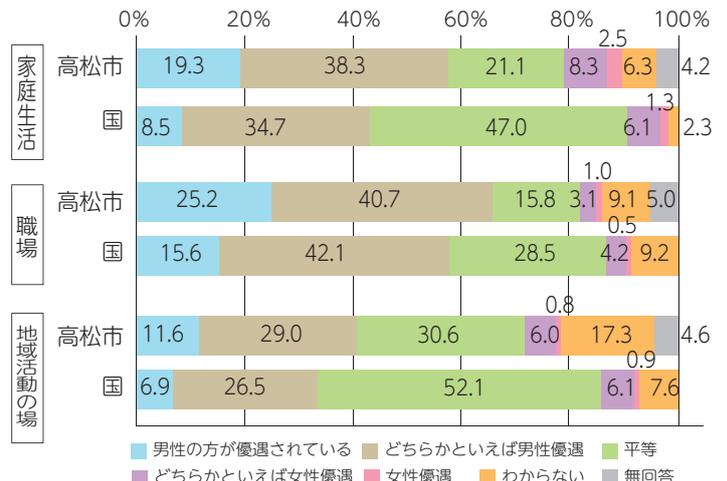
施策の方向性

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：高松市「男女共同参画に関する市民生活意識調査」(H26年)

男女の平等意識について



資料：高松市「男女共同参画に関する市民生活意識調査」(H26年)

基本目標Ⅱ

男女が共に 活躍する社会づくり

男女が共に、対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画するとともに、男女を問わず、全ての人がある個性と能力を發揮して活躍し、仕事と生活の調和がとれる社会をめざします。

行動の実現へ

家庭

男性の意識改革を促し、男性の家庭生活への参画を促進します。

職場

トップ及び幹部の意識改革を促し、企業等における女性活躍の取組を促進します。

地域

男女の意識改革を促し、地域活動における男女共同参画を推進します。

主要プラン

施策の方向性

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 1 行政分野における女性の参画拡大
- 2 経済分野における女性の参画拡大
- 3 農業・水産業等における女性の参画拡大

5 男性中心型の働き方改革と女性の活躍推進

- 1 企業等における女性活躍の取組の促進
- 2 女性に対する就労支援の充実
- 3 男性の家庭生活への参画の促進
- 4 仕事と家庭の両立のための環境整備
- 5 市役所における女性活躍の推進

6 雇用等における均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 2 多様な生き方、働き方を可能にするための支援
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

7 地域における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進

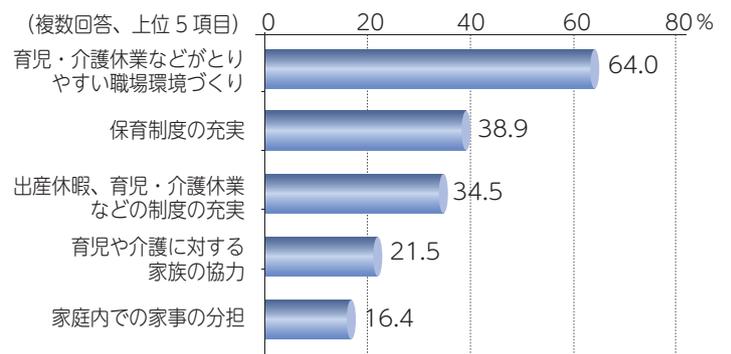
市職員の女性管理職の割合



地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合

年度	割合 (%)
H24年	19.6%
H25年	17.9%
H26年	18.8%

男女が平等に仕事を続けていくために必要なこと

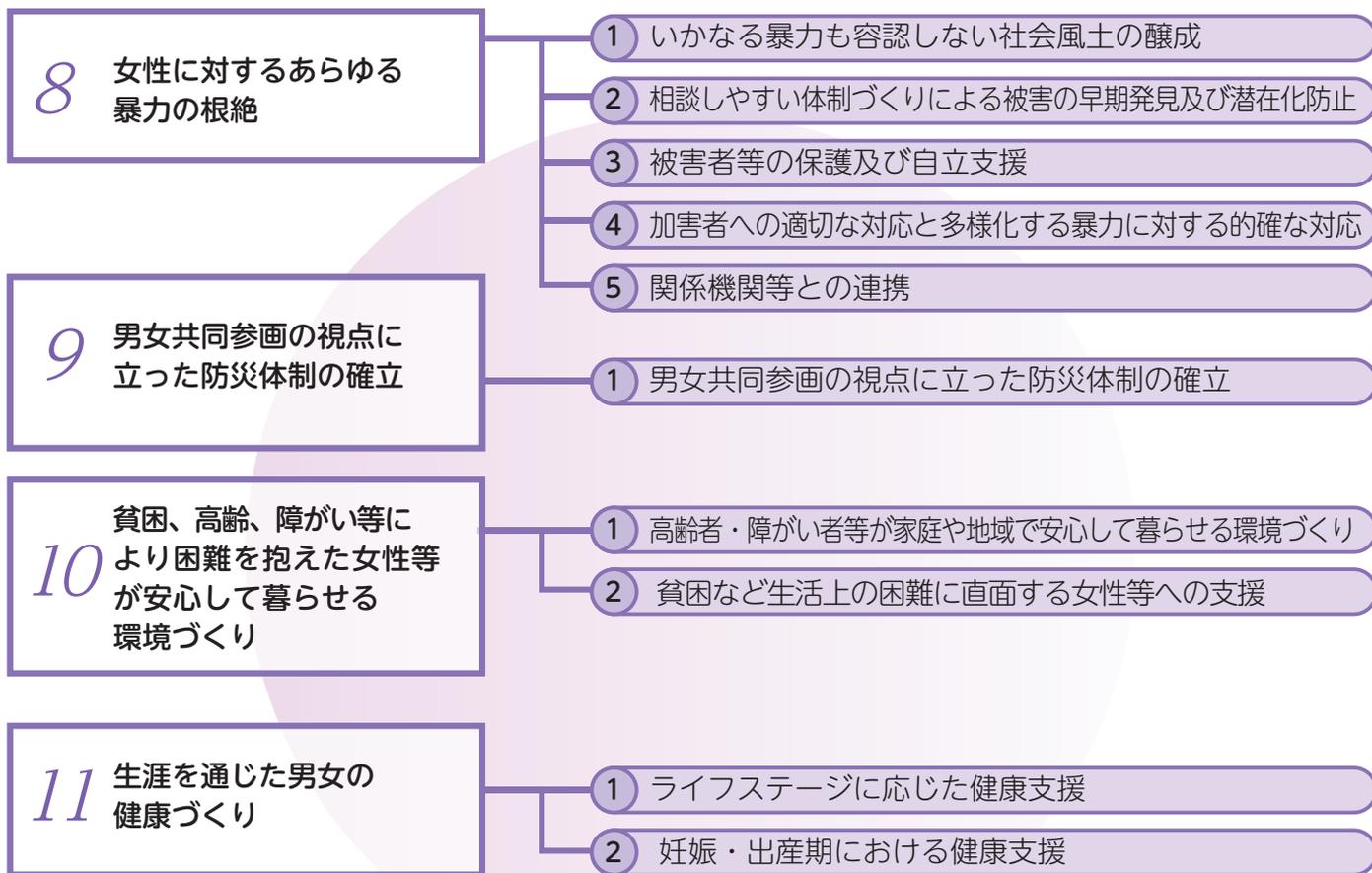


資料：高松市「男女共同参画に関する市民生活意識調査」(H26年)

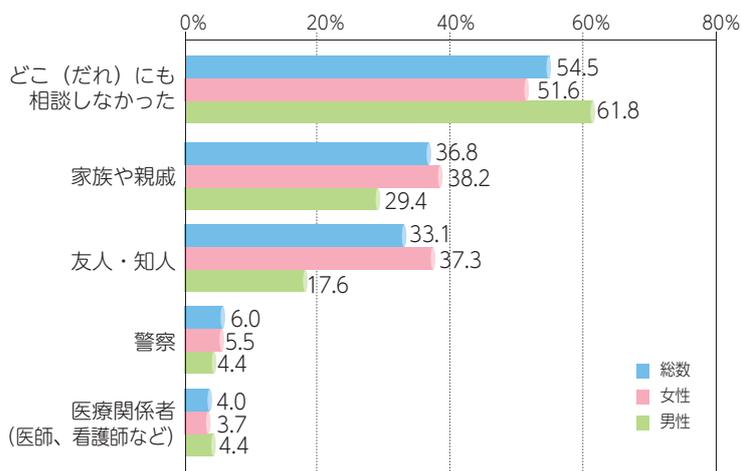
女性に対する暴力はもとより、あらゆる暴力が根絶されるとともに、男女が、それぞれの身体的特性を理解し合い、性別にかかわらず健康で安心して暮らせる社会をめざします。

主要プラン

施策の方向性

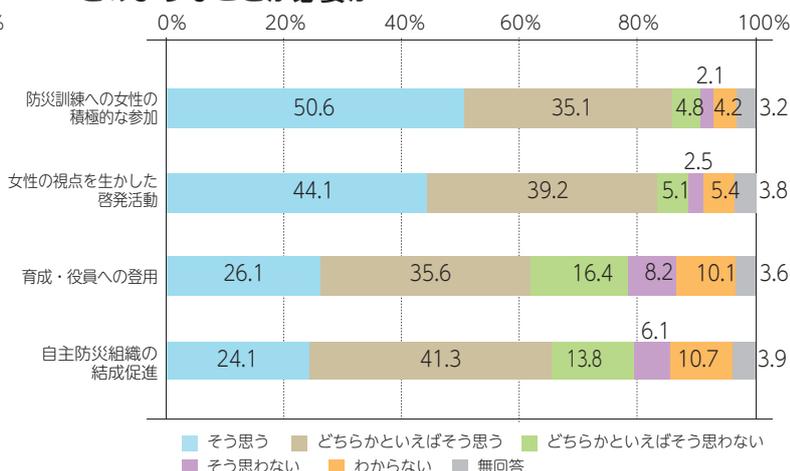


被害者の相談状況



資料：高松市「男女共同参画に関する市民生活意識調査」(H26年)

防災活動に関して、男女が協力して活動していくためにはどのようなことが必要か



資料：高松市「男女共同参画に関する市民生活意識調査」(H26年)

指標及び数値目標

この計画では、50 項目の成果指標を設定して、定期的に調査・把握し、公表します。なお、それぞれの項目が相互に関連し、複数の主要プランにかかるものもあることから、基本目標ごとに表しています。

基本目標	項目	現状 (H26年度)	目標 (H31年度)	
I	人権啓発事業等参加者数	11,895 人	13,400 人	
	「男女共同参画社会」という用語の認知度	72.1%	100%	
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	35.1%	30%	
	「家庭生活では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	57.6%	50%	
	「職場では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	65.9%	50%	
	「地域社会では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	40.6%	25%	
	姉妹・友好都市等との交流事業参加者数	299 人	350 人	
II	女性委員のいない審議会等の割合	4.0%	0%	
	審議会等における女性委員の割合	38.0%	42%	
	市職員の女性管理職の割合	16.9%	25%	
	市職員の男女の職域	—	拡大	
	農業委員に占める女性の割合	2.1%	8%	
	管理職に占める女性の割合が 30%以上である事業所の割合	16.2%	30%	
	男性の育児休業者がいた事業所の割合	2.3% ※	4.3%	
	育児・介護休業の代替要員を確保している事業所の割合	29.7%	50%	
	子育てをしながら働いている人への特別な配慮をしている事業所の割合	①勤務時間短縮、時差出勤	42.1%	60%
		②時間外労働軽減・免除	31.5%	50%
		③フレックスタイムの導入	7.2%	20%
	家族の介護をしながら働いている人への特別な配慮をしている事業所の割合	①勤務時間短縮、時差出勤	25.0%	50%
		②時間外労働軽減・免除	22.1%	40%
		③フレックスタイムの導入	4.0%	10%
	過去 2 年間に労働時間の短縮を実施した事業所の割合	15.5%	30%	
	30 歳以上の中途採用を行っている事業所の割合	70.7%	80%	
	出産・介護等による退職者の再雇用を行っている事業所の割合	21.6%	30%	
	ワーク・ライフ・バランスを重要視している事業所の割合	53.6%	70%	
	市男性職員の育児休業取得率	0.9%	13%	
	保育施設待機児童数	129 人	0 人	
	放課後児童クラブ待機児童数	140 人	0 人	
	延長保育事業の実施箇所数	62 か所	67 か所	
	一時預かり事業の実施箇所数	29 か所	34 か所	
	病児保育事業の実施箇所数	5 か所	6 か所	
	地域子育て推進事業の実施箇所数	39 か所	46 か所	
	ファミリー・サポート・センター事業活動件数	5,334 件	5,800 件	
	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	65.9%	75%	
	家事をしない（ほとんどしない、まったくしない）男性の割合	①掃除	35.6%	20%
		②洗濯	56.5%	40%
		③食事の支度	57.3%	40%
		④食事の片付け	40.3%	30%
	職場の中で女性について「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」と感じる人の割合	43.4%	30%	
職場の中で女性について「男性に比べ昇進・昇格が遅い」と感じる人の割合	55.5%	30%		
職場の中で女性について「結婚・出産を機に退職する習慣や圧力がある」と感じる人の割合	31.9%	10%		
職場の中で女性について「教育訓練の機会が少ない、その内容が異なる」と感じる人の割合	38.6%	20%		
地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合	18.8%	35%		
III	配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	29.7%	50%	
	DV 被害相談実人数	137 人	100 人	
	被虐待児の受付処理件数	170 件	150 件	
	高松市防災会議における女性委員の割合	6.0%	20%	
	がん検診受診率	24.9%	50%	
	妊婦・乳児健診受診票使用率	83.1%	85%	
	妊婦歯科健康診査受診率	41.0%	50%	

※は H27 年度調査

相談窓口一覧

困ったときは、ひとりで悩まずに相談してみましょう。

名 称	電話番号	日 時
高松市男女共同参画センター	087-821-2000	「女性こころの相談」 月・水～日 10:00～16:00（年末年始・祝日を除く）
高松市子育て支援課 こども女性相談室	087-839-2384	月～金 9:00～16:00（年末年始・祝日を除く）
かがわ男女共同参画 相談プラザ	087-832-3198	月～金 8:30～17:00（年末年始・祝日を除く）
香川県子ども女性相談 センター	087-835-3211 （女性に関する相談）	電話相談 月～土 9:00～21:00（年末年始・祝日を除く） 来所相談 月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く） Eメール相談 http://www.pref.kagawa.lg.jp/kj-soudan/
	087-862-4152 （子育てに関する相談）	電話相談 月～土 9:00～21:00（年末年始・祝日を除く） 来所相談 月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く） Eメール相談 http://www.pref.kagawa.lg.jp/kj-soudan/
香川県警察総合相談 センター	#9110（全国共通短縮） 又は 087-831-0110	24時間 緊急の場合：110番
女性の人権ホット ライン	0570-070-810 （全国共通）	月～金 8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）
DV 相談ナビ	0570-0-55210	発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話を自動転送

第4次たかまつ男女共同参画プラン 概要版

発行年月：平成28年2月

発 行：高松市市民政策局政策課男女共同参画推進室
〒761-8045 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2275

FAX：087-839-2125